

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約を締結する。

記

松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

松山市及び砥部町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、松山市及び砥部町が、相互に役割を分担して連携を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、及び住民が安心して快適な暮らしを営むことができる魅力ある圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 松山市及び砥部町は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる分野について、相互の自然、文化、歴史、都市機能及び人材を最大限に活用し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 松山市及び砥部町が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費の負担については、松山市及び砥部町が協議して別に定める。

（松山圏域連携協議会）

第5条 松山市長及び砥部町長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、1年に1回以上、松山圏域連携協議会を開催するものとする。

別表（別紙のとおり）

(提案理由)

砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(連携協約)

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(別紙)

別表(第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	松山市の 役割分担	砥部町の 役割分担		
圏域全体の 経済成長のけん 引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	圏域全体の地域経済を浮揚させる戦略策定	松山市が中心となって圏域全体の地域経済を浮揚させる戦略策定に取り組む。	松山市と連携して、圏域全体の地域経済を浮揚させる戦略策定に取り組む。		
		産業構造の異なる圏域内市町の特徴を踏まえ、圏域の持つポテンシャルを高める経済戦略を策定する。				
		「松山圏域活性化戦略会議」の運営			松山市が中心となって連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。	松山市と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの推進に取り組む。
		まつやま圏域未来共創ビジョンを効果的に推進するため、様々な関係団体で構成される「松山圏域活性化戦略会議」の運営等を行う。				
		中小企業の振興			松山市が中心となって圏域全体の中小企業の振興に取り組む。	松山市と連携して、中小企業の振興に取り組み、管内の事業者への周知・啓発等を行う。
		産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。				
		クリエイティブ産業の活性化及び集積			松山市が中心となって圏域全体のクリエイティブ産業の活性化及び集積に取り組む。	松山市と連携して、クリエイティブ産業の活性化及び集積に取り組み、管内の事業者への周知・啓発等を行う。
成長が期待される圏域全体のクリエイティブ産業(デザイン・写真・映像等のコンテンツ産業等)の活性化及び集積を図る。						
企業の誘致	松山市を中心としつつ、砥部町と協力して企業の誘致に取り組む。	松山市と連携して、企業の誘致に取り組む。				
企業の立地する市町にとどまらず、近隣市町においても雇用状況の改善や、人口、経済活動等の増加といった好影響が見込まれることから、国内外を含めた圏域外企業の誘致及び圏域内企業の拡大促進と留置に努めるために、市町間で「公共インフラ」「不動産」「地縁・血縁者」「企業の投資意欲や立地計画」等といった企業誘致に関する情報の交換と提供を行い、中予圏域への誘致に向けた営業・招へい活動につなげていく。						

農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	6次産業化・地産地消の推進による農林水産業の活性化	松山市が中心となって圏域全体の6次産業化・地産地消の推進による農林水産業の活性化に取り組む。	松山市と連携して、6次産業化・地産地消の推進による農林水産業の活性化に取り組む。
	圏域の誇れる農林水産物等のPR	松山市が中心となって圏域の誇れる農林水産物等のPRに取り組む。	松山市と連携して、圏域の誇れる農林水産物等のPRに取り組む。
	圏域の関係市町が連携して、「誇れる」地域の農林水産物等の消費拡大、経済活性化を目指す。また、関係市町が連携して、新たなブランド品の育成や商品開発について調査・検討を行う。		
	有害鳥獣の連携捕獲	松山市が中心となって圏域全体の有害鳥獣の連携捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。	松山市と連携して、有害鳥獣の捕獲等の実効性のある有害鳥獣対策に取り組む。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	「道後温泉」を軸とした観光振興	松山市が中心となって周遊型観光戦略を検討するとともに、特産品PRや情報発信については砥部町と連携して取り組む。	松山市と連携して、周遊型観光戦略を検討するとともに、特産品PRや情報発信に取り組む。
	道後温泉を核として、健康やリラクゼーション等のテーマのある周遊型の広域観光戦略の検討や、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。また、(仮称)椿の湯別館等において連携市町の特産品のPR等の情報発信の場として連携を検討する。		
	圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施	松山市が中心となって圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施に取り組む。	松山市と連携して、地域の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施に取り組む。
	圏域全体の観光資源(自然・文化・産業遺産等)を対象としたガイドマップの作成やプロモーション、ファムツアー等について研究する。また、「松山広域ブランド」を確立し、国内外へ効果的なエリアプロモーション活動等を展開することで、圏域全体での観光誘客を図る。		
	瀬戸内・松山構想を基軸とする国内外を対象とした観光施策の展開	松山市が中心となって	松山市と連携して、瀬

		現在松山市が展開している「瀬戸内・松山構想」に基づくプロモーション活動について、連携できる施策・事業に取り組み、圏域全体の交流人口の拡大等につなげる。また、新ゴールドルートを活用するなど、台湾をはじめとする外国人観光客の誘致を積極的に推進する。	瀬戸内・松山構想を基軸とする国内外を対象とした観光施策の展開に取り組む。	戸内・松山構想を基軸とする国内外を対象とした観光施策の展開に取り組む。
		統一的な観光ルート案内板の設置 関係市町の公共・観光施設等を記載したコミュニティサイン（案内板）を統一的なデザインにより更新する。	松山市が中心となって統一的な観光ルート案内板の設置に取り組む。	松山市と連携して、統一的な観光ルート案内板の設置に取り組む。
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の将来構想の策定	松山市が中心となって救急医療提供体制の将来構想の策定に取り組む。	松山市と連携して、救急医療提供体制の将来構想の策定に取り組む。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を維持するとともに、関係機関とも連携して、将来構想の策定について検討する。		
	複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究	松山市が中心となって複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究に取り組む。	松山市と連携して、複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究に取り組む。	
	圏域の消防防災力を向上させるため、民間参入型複合防災拠点施設や広域消防活動拠点施設等の整備に関する調査・研究等を行う。			
広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備		広域的公共交通網の構築	松山市が中心となって広域的公共交通網の構築に取り組む。	松山市と連携して、広域的公共交通網の構築に取り組む。
		公共交通を生かした質の高いコンパクトなまちづくりを目指すため、地域公共交通網形成計画を策定する。		
		松山空港へのアクセス向上	松山市が中心となって松山空港へのアクセス向上に取り組む。	松山市と連携して、松山空港へのアクセス向上に取り組む。
		広域交通拠点である松山空港と各地域の拠点とのアクセス向上の検討を行う。		
		都市圏域内の道路ネットワークの強化	松山市が中心となって都市圏域内の道路ネットワークの強化に取り組む。	松山市と連携して、都市圏域内の道路ネットワークの強化に取り組む。
		都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。		

		松山空港・松山港の利用促進	松山市が中心となって松山空港・松山港の利用促進に取り組む。	松山市と連携して、松山空港・松山港の利用促進に取り組む。
		松山空港，松山港の航路の維持確保等により，利用促進を図る。		
		J R松山駅周辺整備事業による広域交通結節機能の向上	松山市が中心となってJ R松山駅周辺整備事業による広域交通結節機能の向上に取り組む。	松山市と連携して，J R松山駅周辺整備事業による広域交通結節機能の向上に取り組む。
		J R松山駅周辺を圏域全体の広域交通の結節点として，また，交流拠点としてふさわしい施設整備に取り組むとともに，連携の可能性を検討する。		
		J R松山駅での交流や賑わいの創出	松山市が中心となってJ R松山駅での交流や賑わいの創出に取り組む。	松山市と連携して，J R松山駅での交流や賑わいの創出に取り組む。
		J R車両基地跡地を活用し，新たな広域交流拠点として圏域全体の連携・交流を促す機能を検討する場を設ける。		
圏域における課題解決機能の向上	大学等との圏域課題解決に向けた取組の推進	松山市が中心となって圏域共通の課題と取組案の抽出を行い，大学等や砥部町と連携し，課題解決に取り組む。	松山市や大学等と連携して，圏域共通の課題の解決に取り組む。	
	圏域の活性化と持続的な発展を図るため，大学等と連携し，多様化・高度化する圏域の共通課題の解決等に取り組む。			
	松山アーバンデザインセンターによる人材育成	松山アーバンデザインセンターのスクールを支援するとともに，砥部町がテーマのスクールに対し，連携・支援に取り組む。	松山市と連携して，砥部町がテーマのスクールの開催に取り組む。	
		松山アーバンデザインセンターが取り組んでいるアーバンデザインスクールを，圏域内の市町と連携することで，より広域のまちづくりを推進する。		
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって圏域全体の救急医療の適正利用に取り組む。	松山市と連携して，救急医療の適正利用に取り組み，管内への周知・啓発等を
		「救急医療の上手な利用方法」「子どもの急病時の対応方法」等を掲載したガイドブックを作成し，幼稚園，保育園等において，適正受診の啓発を圏域内市町で実施する。		

				行う。
		救急ワークステーションの活用	松山市が中心となって救急ワークステーションの活用に取り組む。	松山市と連携して、救急ワークステーションの活用に取り組む。
		圏域における救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。		
		健康づくりの推進	松山市が中心となって健康づくりの推進に取り組む。	松山市と連携して、健康づくりの推進に取り組む。
		各市町が情報交換を図りながら、健康寿命の延伸や各種健診体制の充実に向けた調査・研究、関係者会議や研修会等を実施し、広域的な健康づくりの推進に取り組む。		
		他市町における地域密着型サービス利用支援	松山市が中心となって地域密着型サービス利用支援に取り組む。	松山市と連携して、地域密着型サービス利用支援に取り組む。
		各市町が連携して、介護に関する情報共有やその他広域連携が必要な事項について検討する。		
		地域包括ケアシステムの構築	松山市が中心となって地域包括ケアシステムの構築に取り組む。	松山市と連携して、地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
		地域包括ケアシステムの構築に向けて、二次医療圏内にある各市町が連携して、在宅医療・介護に関する情報共有や意見交換を行い、広域連携が必要な事項について検討する。		
結婚・出産・子育て支援の充実		病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となって病児・病後児保育の広域受入れに取り組む。	松山市と連携して、病児・病後児保育の広域受入れに取り組む。
		病児・病後児保育の広域利用に取り組む。		
		保育を必要とする子どもの広域受入れ	広域受入れの要件を満たす砥部町の保護者に松山市の保育所等の利用希望がある場合、砥部町と協議を行い、広域受入れに取り組む。	広域受入れの要件を満たす松山市の保護者に砥部町の保育所等の利用希望がある場合、松山市と協議を行い、広域受入れに取り組む。
		保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等により、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。		
		児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する自治体を中心となって取り組む。	研修会を開催する自治体を中心となって取り組む。
		圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。		
		子育てイベントの共同開催	松山市が中	松山市と連

	子育てイベントの共同開催を実施する。既存のイベントの拡充も含めて圏域内市町で、それぞれの特性を生かした子育てイベントを共同で開催する。	心となって子育てイベントの共同開催に取り組む。	携して、子育てイベントの共同開催に協力して取り組む。
	地域子育て支援拠点の広域利用・妊娠期からの親子の交流の場の創設	松山市が中心となって地域子育て支援拠点の広域利用・妊娠期からの親子の交流の場の創設に取り組む。	松山市と連携して、地域子育て支援拠点の広域利用・妊娠期からの親子の交流の場の創設に取り組む。
	圏域内市町で連携を図り、地域子育て支援拠点の広域利用及び情報交換、交流等を行う。乳幼児とその保護者等が気軽に集うことができる場所を提供し、子育てについての情報提供や相談、助言その他の援助を行うとともに、妊娠期からの親子の交流の場を提供し、交流の促進を行う。		
	母子生活支援の連携	松山市が中心となって母子生活支援の連携に取り組む。	松山市と連携して、母子生活支援の連携に取り組む。
	圏域全体の母子保護体制の充実や、母子生活支援施設の有効活用を行う。		
	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の広域受入れ	松山市が中心となって子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の広域受入れに取り組む。	松山市と連携して、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の広域受入れに取り組む。
	保護者が仕事や病気等の家庭の事情等によって児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設や乳児院で一定期間、養育・保護をするなどの支援について、圏域内他市町の利用者を受け入れることを可能にする。		
	出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施	圏域で共同実施する婚活イベント及び結婚支援ポータルサイトについては、松山市が中心となって取り組み、砥部町が実施する婚活イベントについては、砥部町と連携して取り組む。その他	砥部町が実施する婚活イベントについては、砥部町が中心となって取り組み、圏域で共同実施する婚活イベント及び結婚支援ポータルサイトについては、松山市と連携して取り組む。その他
	出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。		

			新たな連携事業を行う際には、砥部町と協議を行い決定する。	新たな連携事業を行う際には、松山市と協議を行い決定する。
文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	広域的な文化財めぐり		松山市が中心となって広域的な文化財めぐりに取り組む。	松山市と連携して、広域的な文化財めぐりに取り組む。
	市町の域を越えた文化財めぐりを実施し、地域活性化を推進する。			
	圏域全体の図書館利用対象者の拡大		松山市が中心となって調整し、圏域全体の図書館利用対象者の拡大に取り組む。	松山市と連携して、圏域全体の図書館利用対象者の拡大に取り組む。
	各市町立図書館の利用対象者を中予圏域に拡大する。			
	圏域全体の公立文化施設の戦略的な活用		松山市が中心となって圏域全体の公立文化施設の戦略的な活用に取り組む。	松山市と連携して、圏域全体の公立文化施設の戦略的な活用に取り組む。
	博物館等の公立文化施設について、相互出張展示等による情報発信のほか、観光・文化・学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。			
	プロスポーツ支援		松山市が中心となってプロスポーツ支援に取り組む。	松山市と連携して、プロスポーツ支援に取り組む。
圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。				
地域における賑わいの創出		松山市が中心となって地域における賑わいの創出に取り組む。	松山市と連携して、地域における賑わいの創出に取り組む。	
圏域の一体感の醸成や賑わいの創出を図るため、新たな広域連携施策を調査・研究する。				
災害対策の推進	災害医療の推進		松山市が中心となって災害医療の推進に取り組む。	松山市と連携して、災害医療の推進に取り組む。
	愛媛県中予地方局、各市町のほか医療機関、消防機関、保健所等で構成する「松山圏域災害医療対策会議」において、災害医療の推進について協議・検討を行う。			
	災害対策広域連携事業の推進		松山市が中心となって災害対策広域連携事業の推進に取り組む。	松山市と連携して、災害対策広域連携事業の推進に取り組む。
	圏域の防災力向上を図るため、災害情報システムを活用した連携事業等の広域連携の方法を検討する。			
	重信川・石手川治水に係る広域的		松山市が中	松山市と連

	な災害対応力の強化	心となって	携して、重
	重信川・石手川治水に係る広域的な災害対応力の強化を図るため、「重信川・石手川治水同盟会」の充実を図り、河川整備促進に向けた国への要望活動の強化や河川担当職員への研修を行うなど、関係者相互の連携と研さんに努める。	重信川・石手川治水に係る広域的な災害対応力の強化に取り組む。	信川・石手川治水に係る広域的な災害対応力の強化に取り組む。
	広域的な応急給水体制の強化	松山市が中心となって	松山市と連携して、広域的な応急給水体制の強化に取り組む。
	広域的な応急給水体制を充実させるため、平成20年に締結した「渇水等緊急時における相互応援協定」を基本に、更なる連携施策の検討を行う。	広域的な応急給水体制の強化に取り組む。	
環境保全 施策の推進	圏域での地球温暖化対策の推進	松山市が中心となって	松山市と連携して、圏域での地球温暖化対策の推進に取り組む。
	圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。	圏域での地球温暖化対策の推進に取り組む。	
	環境学習・普及啓発の推進	松山市が中心となって	松山市と連携して、環境学習・普及啓発の推進に取り組む。
	自然環境や3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての情報共有を行い、環境学習施設の共同利用やその場でしか味わえない豊かな自然体験等を通して、環境に関する学習や普及啓発を推進する。	環境学習・普及啓発の推進に取り組む。	
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって	松山市と連携して、合併処理浄化槽の普及促進に取り組む。
	関係市町による協議会を立ち上げ、調査・研究や啓発活動を行うなど、合併処理浄化槽の普及促進を図る。	合併処理浄化槽の普及促進に取り組む。	
	行政境周辺の効率的な下水道整備に係る調査研究	松山市が中心となって	松山市と連携して、行政境周辺の効率的な下水道整備に係る調査研究に取り組む。
	効率的な下水道整備を行うため、行政境周辺での下水道整備について、調査研究等を行う。	行政境周辺の効率的な下水道整備に係る調査研究に取り組む。	
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって	松山市と連携して、汚泥の共同処理に係る調査研究に取り組む。
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について、調査研究を行う。	汚泥の共同処理に係る調査研究に取り組む。	
再生可能エネルギーの利用促進	松山市が中心となって	松山市と連携して、再生可能エネ	
木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの利用に関する	再生可能エ		

		共同研究を行う。	エネルギーの利用促進に取り組む。	エネルギーの利用促進に取り組む。
		重信川流域自治体による地下水の保全	松山市が中心となって重信川流域自治体による地下水の保全に取り組む。	松山市と連携して、重信川流域自治体による地下水の保全に取り組む。
		重信川流域の地下水を保全するため、流域自治体で連携して保全策の協議、検討を行う。		
暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり		移住の促進	松山市が中心となって移住の促進に取り組む。	松山市と連携して、移住の促進に取り組む。
		圏域への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、移住相談窓口の連携強化、移住フェア等の共同開催について検討、実施する。		
		広報紙の連携	松山市が中心となって広報紙の連携に取り組む。	松山市と連携して、広報紙の活用に取り組む。
		エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住につなげるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等について、検討、実施する。		
		農作業・収穫体験等の体験交流	松山市が中心となって農作業・収穫体験等の体験交流や情報発信に取り組む。	松山市と連携して、農作業・収穫体験等の体験交流や情報発信に取り組む。
		農作業等の体験交流等を通じて圏域の一般参加者に農業等への興味を持っていただくとともに、圏域での新規就農や耕作放棄地の有効活用等につなげる。		
圏域内行政サービス効率化等の推進		公共データの活用促進に向けた基盤構築	松山市が中心となって共同で公開する公共データの検討会を開催するなど、公共データの活用促進に向けた基盤構築に取り組む。	松山市と連携して、共同で公開する公共データの検討会を開催するなど、公共データの活用促進に向けた基盤構築に取り組む。
		圏域内市町で共同でオープンデータを公開し、地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。		
		圏域での公共施設案内・予約システムの構築	松山市が中心となって圏域での公共施設案内・予約システムの構築に向けて取り組む。	松山市と連携して、圏域での公共施設案内・予約システムの構築に向けて取り組む。
		圏域住民の利便性向上と施設の利用促進を図るため、共同利用が可能な公共施設の案内・予約システムの構築について、協議・検討を行う。		
		空き家対策及び公営住宅情報の共有化	松山市が中心となって	松山市と連携して、空

	空き家対策及び公営住宅情報の共有化について検討する。	空き家対策及び公営住宅情報の共有化に取り組む。	空き家対策及び公営住宅情報の共有化に取り組む。
	市町間の職員人事交流 様々な行政課題の解決と職員のスキルアップを図るため、圏域市町間で職員の人事交流を行う。	松山市が中心となって市町間の職員人事交流に取り組む。	松山市と連携して、市町間の職員人事交流に取り組む。
	実務研修職員の受入れ 圏域市町の職員の人材育成のため、実務研修職員の受入れを行う。	松山市が中心となって実務研修職員の受入れに取り組む。	松山市と連携して、実務研修職員の受入れに取り組む。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(余戸北吉田線洗地川橋梁(下り線)整備工事(上部工製作))

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 余戸北吉田線洗地川橋梁(下り線)整備工事(上部工製作)
2. 施工場所 松山市東垣生町外2か町
3. 内 容 橋長 L = 67.000 m
全幅員 W = 10.250 m
鋼単純合成箱桁橋製作 N = 1 橋
4. 請 負 人 大阪府大阪市中央区本町四丁目2番12号
株式会社 I H I インフラシステム 営業本部営業部
営業部長 沼 康範
5. 請負金額 1億6,336万3,030円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称)椿の湯別館増築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称)椿の湯別館増築主体その他工事
2. 施工場所 松山市道後湯之町甲1512番2外
3. 内 容 別館増築工事 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地下1階・地上2階
建 延床面積 1604.34㎡
回廊1増築工事 (Ⅰ期) 鉄骨造 平屋建 延床面積 46.10㎡
回廊2増築工事 (Ⅱ期) 鉄骨造 平屋建 延床面積 70.13㎡
搬入スペース架台工事 鉄筋コンクリート造 平屋建
外構工事 (Ⅰ期) 1式
外構工事 (Ⅱ期) 1式
既存外構解体工事 1式
旧分湯場解体工事 1式
既存側塀解体工事 1式
4. 請 負 人 松山市吉藤三丁目2番1号
門屋組・成武建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社門屋組 代表取締役 門屋 光彦
5. 請負金額 8億4,564万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(坊っちゃんスタジアム内野下段観覧席改修工事)

平成28年第1回定例会において議決を得た議案第63号坊っちゃんスタジアム内野下段観覧席改修工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	2億8,868万1,840円
変更後	2億8,899万720円

(提案理由)

平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により、請負代金の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市道上での事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

平成25年9月15日午前1時50分頃、松山市平井町2562番地地先の市道小野4号線において、グレーチングと道路の間に隙間が生じていたことにより、相手方に損害（物損・人身）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として2,546,659円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市道上での事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 和気 239号線	馬木町	馬木町	
2	市道 余土 227号線	市坪北一丁目	市坪北一丁目	

(提案理由)

図面番号第1～2号は一般交通の用に供されている道路で一般申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

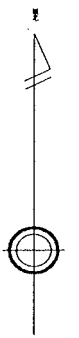
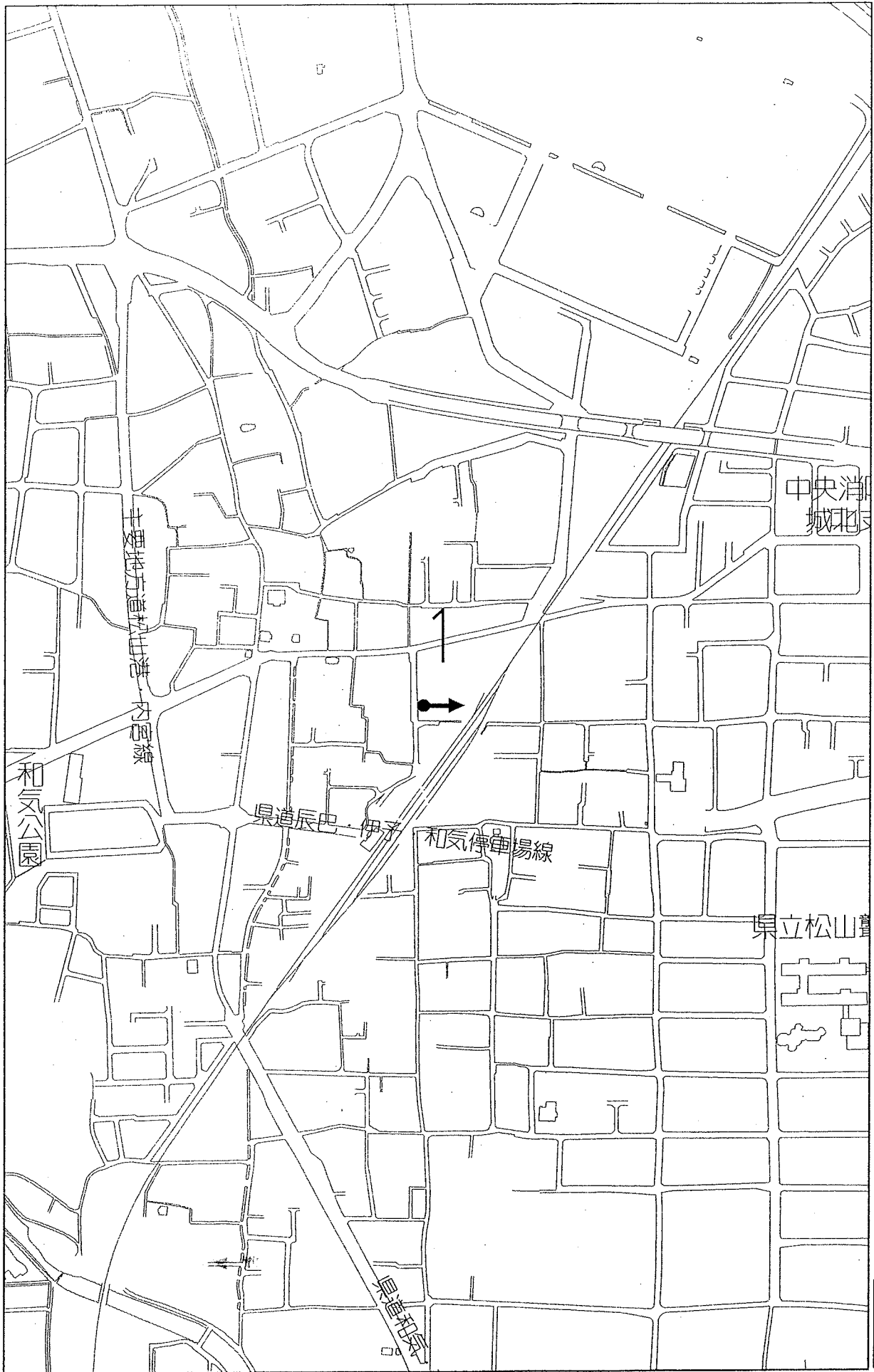
(参 照)

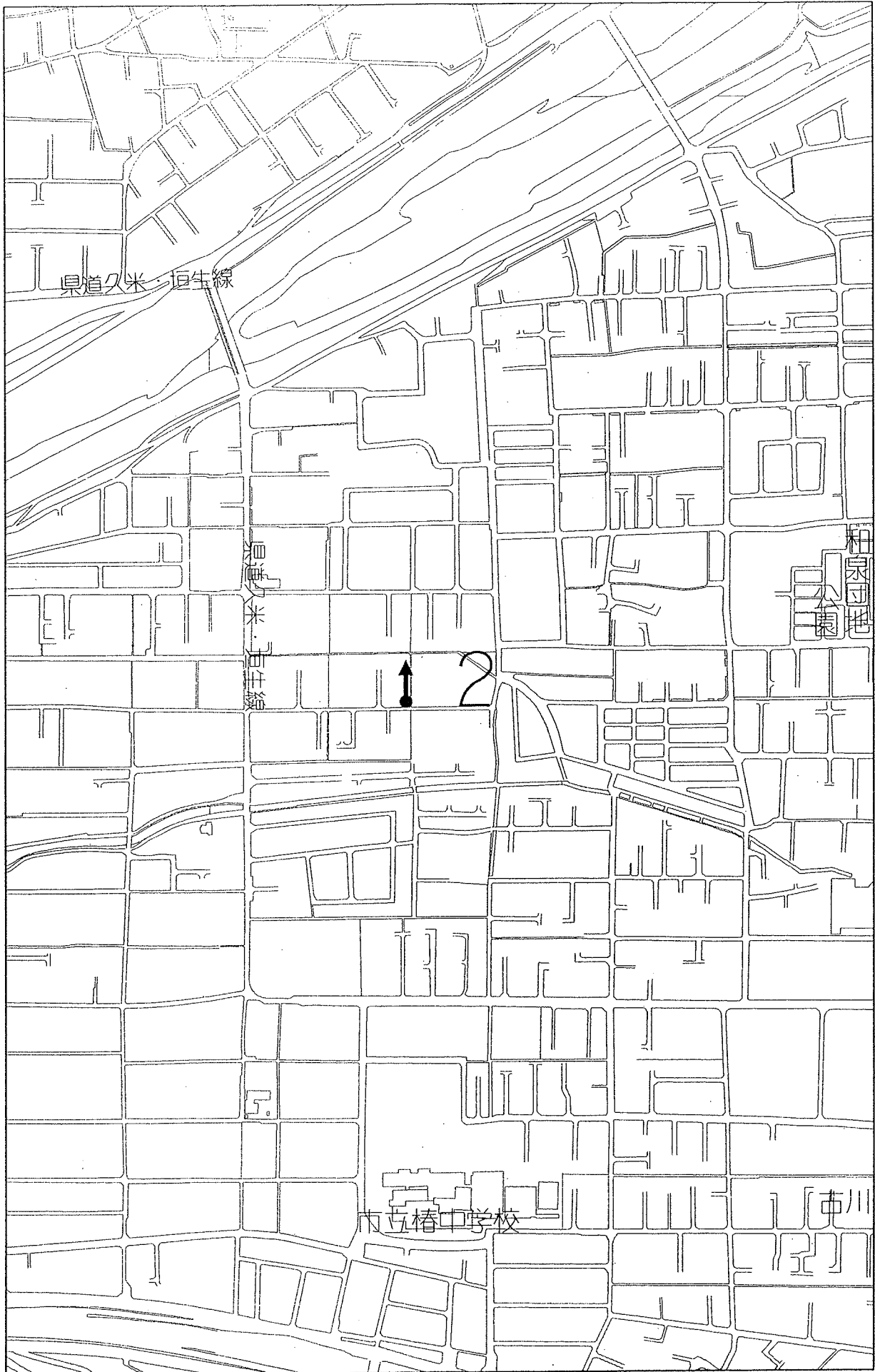
道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 和気 239号線	松山市馬木町 303番5地先	松山市馬木町 304番1地先	4.3 ~8.7	30.9
2	市 道 余土 227号線	松山市市坪北一丁目 120番2地先	松山市市坪北一丁目 120番5地先	4.3 ~8.6	36.4

平成28年6月10日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・府中地区）の施行について
市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・府中地区）を、次の計画概要書に基づき平成28年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・府中地区）

1. 目的

本地区は松山市北部に位置し、水稲と野菜の都市近郊型農業が盛んに行われている。しかし、ほ場内の農道が未整備で農産物や生産資材の運搬は、一輪車等の人力に頼っており、多大な労力を要しているとともに、一輪車による生産物運搬の際の損傷による品質低下を招いている。

このため、ほ場内の農道を整備することにより、農業輸送の効率化と農産物の品質向上を図るものである。

2. 地区の概要

(1) 地区

府中地区

(2) 所在地

松山市府中（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は松山市北部に位置し、水稲と野菜等の都市近郊型農業が盛んに行われている。

(4) 現況

受益面積 6.4ha

主要生産物 水稲・なす・たまねぎ等

3. 基本計画

本地域は、水稲と野菜等の都市近郊型農業が盛んに行われているが、ほ場内の農道は狭小であるため、各農家は通作や農作物の出荷に多大な労力を費やしている。そのため、

本農道を整備することにより、農業生産物や生産資材等の輸送の効率化により、営農労力の節減を図るものである。

(1) 事業概要

農道 L = 490 m W = 4.0 m

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	33,000
用地費及び補償費	12,000
合 計	45,000

イ 負担区分 (単位：千円)

区 分	金 額
県 費	22,500
市 費	22,050
地 元	450
合 計	45,000

5. 効 果

本事業により、農業経営の安定化と営農労力の軽減が図られる。

6. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法(抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町

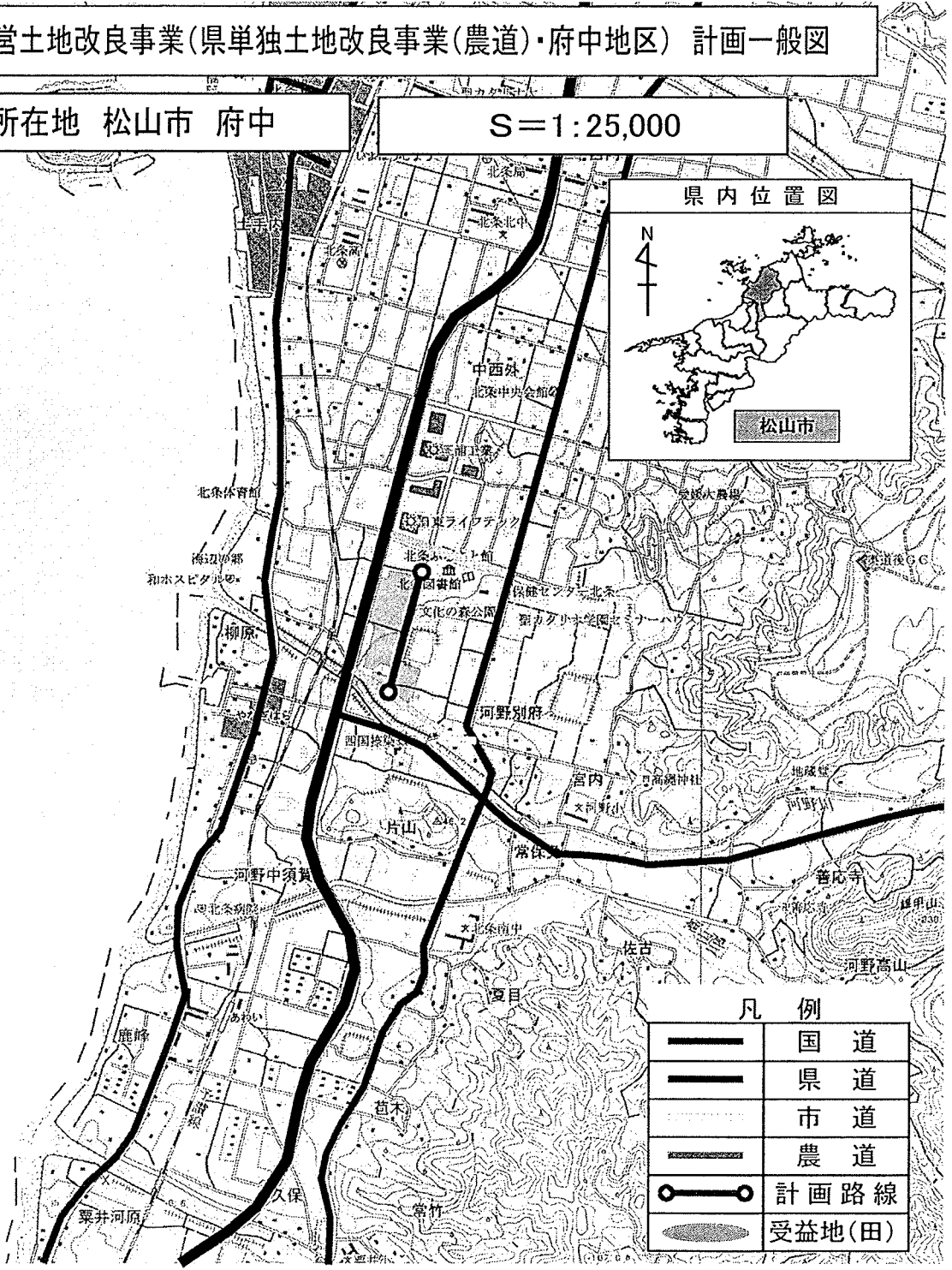
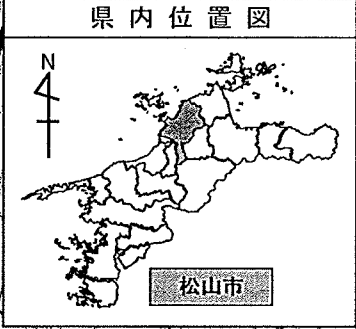
村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業(県単独土地改良事業(農道)・府中地区) 計画一般図

所在地 松山市 府中

S=1:25,000

○ 別荘品
▽ 温泉
○ 千竈



凡 例	
	国 道
	県 道
	市 道
	農 道
	計 画 路 線
	受 益 地 (田)

平成 28 年 6 月 10 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（ほ場整備事業（丹波地区））の事業計画の変更について
市営土地改良事業（ほ場整備事業（丹波地区））の計画概要書を次のとおり変更し施行する。

記

市営土地改良事業（ほ場整備事業（丹波地区））計画概要書

1. 計画変更の要旨

一定地域の変更に伴う換地計画の変更により、事業計画の変更を行うものである。

2. 目的

本地区は、愛媛県松山市の南部に位置する中山間地に開けた水田地帯であり、県道三坂松山線から重信川支流の御坂川に向かって棚田状に水田が形成されている。水田地帯では、地域の特性を生かした野菜（なす・たまねぎ）栽培に取り組み、水稲と野菜の複合経営が営まれている。

しかし、本地区のほ場は、狭小かつ不整形で、農道及び用排水路が整備されていないため、農業の効率化が図れず多大な労力を要することから、ほ場整備を行うことにより、農業生産性の向上や低コストの経営を目指すことを目的とする。

3. 地区の概要

(1) 地区

丹波地区

(2) 所在地

松山市窪野町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は、愛媛県松山市の南部に位置する中山間地に開けた水田地帯である。

(4) 現況

受益面積 7.3ha

主要生産物 水稲・なす・たまねぎ等

4. 基本計画

地区のほ場は、狭小かつ未整備で、耕作道に隣接してない水田や、田越しの配水管理をしている水田が多数ある。このため作業効率が悪く、規模拡大、コスト低減が図りにくい状態にある。そこで、現状を改善し農業の生産性を高めるには、ほ場整備を実施し、農地の高度利用を図る。

(1) 事業概要

区画整理 7.3ha

(2) 事業費の概算

ア 内 訳

(単位：千円)

科 目	変更前	変更後
工 事 費	161,250	166,451
測 量 試 験 費	15,000	11,433.5
用地費及び補償費	13,400	15,587
換 地 費	13,000	12,192
工 事 雑 費	7,350	3,747.5
事 務 費	840	810
合 計	210,840	210,221

イ 負担区分

(単位：千円)

区 分	変更前	変更後
国 庫 補 助 金	115,920	115,581
県 費	31,500	31,411
市 費	52,878	52,720
地 元	10,542	10,509
合 計	210,840	210,221

5. 効 果

農業生産性の向上と営農経費の節減が図られる。

6. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の3第1項の規定により、

議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法 (抄)

(土地改良事業の変更等)

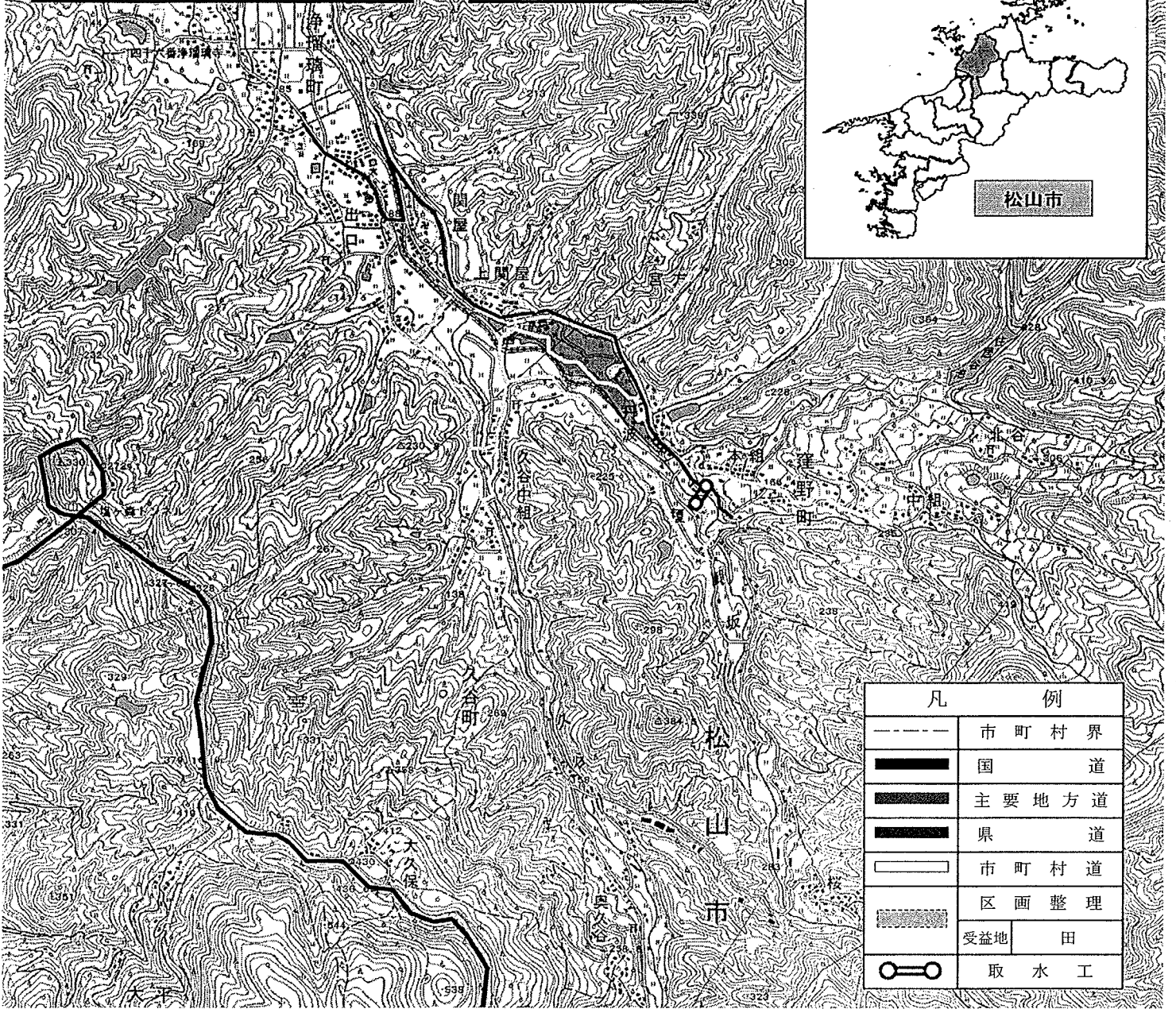
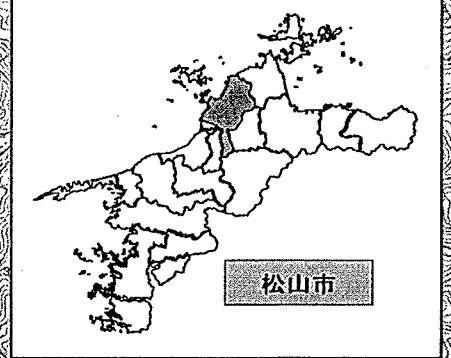
第96条の3 前条第一項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

市営土地改良事業(ほ場整備事業(基盤整備)・丹波地区) 計画一般図

所在地 松山市窪野町

縮尺 1:25,000

県内位置図



凡 例	
-----	市町村界
—————	国 道
—————	主要地方道
—————	県 道
———	市町村道
▨	区画整理
▨	受益地
▨	田
⊕	取水工